

「校内人事の決定及び職員会議に係る学校内の規程等の点検・調査について」

文部科学省（平成 27 年 1 月 30 日）

I 校内人事の決定

ア 教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする人事委員会等の組織の設置

① 規程があった学校の割合

1 長野県 (12.7%)	2 大阪市 (12.6%)	3 <u>大阪府 (6.7%)</u>	全国平均 (0.7%)
		(高校 47.9%)	特別支援学校 38.7%)

② 実態があった学校の割合

1 長野県 (12.5%)	2 大阪市 (11.7%)	3 <u>大阪府 (6.6%)</u>	全国平均 (0.8%)
		(高校 47.9%)	特別支援学校 48.4%)

イ 教職員の互選等により選ばれた教職員を主たる構成員とする人事委員会等の組織が人事の原案を作成

① 規程があった学校の割合

1 長野県 (11.9%)	2 大阪市 (7.3%)	3 <u>大阪府 (5.4%)</u>	全国平均 (0.6%)
		(高校 42.9%)	特別支援学校 32.3%)

② 実態があった学校の割合

1 長野県 (12.5%)	2 <u>大阪府 (5.5%)</u>	3 大阪市 (3.6%)	全国平均 (0.5%)
		(高校 41.4%)	特別支援学校 45.2%)

ウ 教職員による挙手や投票等の方法によって選挙や意向の確認を行う

① 規程があった学校の割合

1 大阪市 (11.7%)	2 <u>大阪府 (9.6%)</u>	3 長野県 (7.5%)	全国平均 (0.7%)
		(高校 69.3%)	特別支援学校 45.2%)

② 実態があった学校の割合

1 <u>大阪府 (8.7%)</u>	2 大阪市 (8.0%)	3 長野県 (7.5%)	全国平均 (0.7%)
		(高校 65.7%)	特別支援学校 58.1%)

II 職員会議の運用

ア 教職員の互選等により選ばれた議長団等の組織を設置し、校長以外の職員を議長とするなどの規程があった学校の割合

1 島根県 (10.1%)	2 <u>大阪府 (9.8%)</u>	3 高知県 (9.4%)	全国平均 (1.3%)
		(高校 77.9%)	特別支援学校 67.7%)

イ 挙手や投票等の方法により決定を行うなど、職員会議において議決を行う等の規程があった学校の割合

1 <u>大阪府 (8.7%)</u>	2 大阪市 (6.7%)	3 高知県 (3.5%)	全国平均 (0.7%)
		(高校 70.7%)	特別支援学校 54.8%)

* いずれの項目も平成 25 年 4 月から平成 26 年 9 月 30 日の期間における状況。

* 学校数は府立高校 138 校（複数の課程を併置する学校は 1 校とする）、支援学校 30 校（分校は本校と別に 1 校と数える）

* 不適切な規程等があった全ての学校において、平成 26 年 8 月末までに当該規程等の廃止・修正を実施済み。

「学校組織運営に関する指針」に規定する校長の権限について

○平成 18 年 12 月 「学校組織運営に関する指針」の策定

学校教育目標の実現に向け校長が適切にリーダーシップを発揮できるよう、府教育委員会としての今後の府立学校支援方策を「府立学校経営への支援について」として取りまとめるとともに、同方策に基づき、「学校組織運営に関する指針」を策定。同指針の中で「職員会議」や「校内人事」について規定。

《職員会議》

- ・校長の職務の円滑な執行に資するため、必要に応じて開催。
- ・校務に関する事項について教職員間の意思疎通、共通理解の促進、教職員の意見交換等を行う。
- ・校長が招集し主宰。校長の判断のもとで司会を置く場合も、校長の決裁権を制限することがあってはならない。

《主任等の校内人事》

- ・学年主任、校務分掌長、担任、各種委員会委員などの校内人事の発令は校長の責任と権限のもとに行う。
- ・主任等の発令にあたって、教職員の意見を参考として聴取する場合にも、最終的には校長が決裁し、任命。

○平成 22 年 12 月 22 日 改訂

「職員会議」の在り方について改訂。

《職員会議》

- ・校長は職務の円滑な執行に資するため職員会議を置くことができる。
- ・職員会議で意見交換を行うのは校長が必要と認める校務に関する事項。

○平成 26 年 4 月 25 日 改訂

「職員会議」「校内人事」の在り方について再度改訂。

《職員会議》

- ・校長が特に必要と認める場合のみ、挙手・投票による意見聴取可。挙手・投票の常態化不可。
- ・教職員の意見が校長の権限を実質的に制限することは不可。

《主任等の校内人事》

- ・教職員の意見を聴取する場合、選挙またはこれに類する方法は不可。
- ・校長・准校長は、必要に応じて校内組織を置くこと可。ただし、いかなる場面においても校長からの独立は不可。

平成 26 年 4 月 25 日 教育長通達「内規の確認作業について」 【別紙参照】

内規の内容を精査し、改訂の必要がある場合には然るべき改訂を行うことを指示。

→ 8 月末までに全校長・准校長が確認作業を終了し、自署した「確認書」を府教委に提出。

○平成 26 年 6 月 3 日 改訂

《主任等の校内人事》に追記

- ・校長は、必要に応じて教頭や首席等を主たる構成員とする校内組織を置くこと可。
- ・管理職以外の教職員を主たる構成員とする組織は不可。人事委員会のように実質的に校内人事を決定し、校長が追認することも不可。

【参考】学校教育法施行規則における「職員会議」

平成 12 年 1 月 文部事務次官通知「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」で、職員会議の運営の適正化を図る観点から「職員会議」に関する規定を新たに設け、その意義・役割を明確化。

- ・設置者の定めるところにより、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置くことができる。
- ・職員会議は、校長が主宰する。

○平成 26 年 8 月 29 日 全ての校長・准校長より、内規の見直しが終了したとの確認書が提出された。

【別紙】

教委高第1299号
平成26年4月25日

府立学校 校長・准校長 様

大阪府教育長 中原 徹

内規の確認作業について（通達）

平素は、よりよい府立学校作りのためにご尽力いただき、大変ありがとうございます。

さて、皆さんご存知のとおり、昨年度の入学者選抜手続において、府教委が活用を示したマニュアルを使用せず、旧来から使用していた学校独自のマニュアルを使用したために、合否判定に影響を与えてしまうという事象が発生しました。また、校内人事を教職員による選挙で決定しているのではないかとの報道がなされ、校内人事のあり方に疑念・疑問を抱いておられる府民の方もいらっしゃるかと存じます。

私が外部から校長として府立高校に赴任いたしました際にも、様々な内規（校内規定、マニュアル、校則、指針、要領、要綱などの名称にかかわらず、校内に存在する一切の規則やルール等を広く意味します）に直面しました。当該学校に長年在籍しているベテラン教員から「明文化されていないが、この学校はこの内規でずっと運営されている」という主張を受けたこともありますし、明文化されている内規の文章が曖昧であったり、多義性を有したり、法律・条例・府教委からの通知・指示（例：実務提要）に違反している規定があることもありました。時代遅れと言わざるを得ない（それゆえにどの教員も必要だと思っていない）規定が依然として残存していることもありました。前職が法律家であったこともあり、私は、運営委員会のメンバーを中心とする教職員の皆さんの協力を得ながら、ほとんどすべての内規を改訂した記憶がございます。

前述した学校独自のマニュアル使用のルールや、校内人事のルールなど、学校によっては、改訂されるべき内規が存在するのではないかと府教委として考えております。冒頭にて言及した事象が生じているこの機会に、一度、「校内に存在するすべての内規」を見直す作業が必要であると、教育委員全員で意見が一致し、本通達をお送りする次第です。

内規の改訂に当たっては、以下の視点が重要であると考えます。

- 1 第一に、内規は明文化されている必要があります。（慣例に基づく黙示の内規は、新しく赴任した教員や管理職に分かりにくい上に、恣意的に運用されるリスクがあるためです）
- 2 第二に、内規の文面が、日本語として明確であり、かつ多義性を持たないことが必要です。（不明確な文章あるいは多義性を持つ文章は、その解釈において意見の相違を生むリスクがあるためです）
- 3 第三に、内規の“各”規定が、一行一行どのような意味を有しているのか（なぜ当該規定が必要なのか）を、まずは校長・准校長が十分に理解された上で、それを各教職員に理解させることが必要です。内規の各規定が持つ意味は、以下の3つのパターンに概ね集約されるかと思えます。
 - (1) 当該規定の内容はすでに法律、条例、府教委からの通知・指示等の上位規範によって定められているが、教職員が誤解しないように、注意的に内規においても規定している（「規定を置かなくても結論において影響はないが、念のために置いている」）。
 - (2) 当該規定については、法律、条例、府教委からの通知・指示等の上位規範のどこにも定められておらず、むしろ校長・准校長の裁量に委ねられている。その当時の校長・准校長の判断として、規定を置くことが適切であると考えため、あえて規定を置いている（「規定を置かなくてもよいが、当該校長の裁量の範囲で、『置きたい』」ので置いている）。
 - (3) 法律、条例、府教委からの通知・指示等の上位規範において「原則としてXXXとする。ただし、校長・准校長が特に必要と判断する場合には〇〇〇とすることを妨げない（例外を認める）」との趣旨のルールが存在する場合、内規で何も規定しないとXXX（原則）が適用されてしまうので、〇〇〇（例外）を希望する校長・准校長が、自ら例外を選択することを教員に対して宣明するために規定を置いている（「規定を置かないと、自分の希望するルールとは反対のルールが適用されてしまうため、裁量権の範囲で必要な規定を置いている」）。

上記のように、内規の改訂の有無の判断には、**文面を日本語の問題として確認する**作業（上記1および2）に加え、法律、条例、府教委からの通知・指示等の上位規範の内容に合致した内容であるか否かの確認（**合法性の確認**）と当該規定の内容が校長・准校長自身の運営方針・教育観に合致した内容であるか否かの確認（**適切性の確認**）という2つの確認作業（上記3の(1)から(3)）が要求されると考えます。

つきましては、下記の要領に従い、上記の観点から、貴校に現存する（明示・黙示を問わない）内規を精査の上、別紙の「確認書」にご署名の上、府教委までご提出いただきますようお願いいたします。

府教委といたしましては、極力無駄な事務作業を増やすべきでないとの基本方針を有しておりますが、今回の入試における合否判定ミスは、あまりにショッキングな出来事であり、今回、すべての府立学校で内規を見直す必要性を基礎づけるには十分な事件であったと理解しています。日ごろから上記の視点で内規を整理されておられる校長・准校長からすれば、「確認書」に署名するだけの数秒間の作業が要求されるに止まるでしょうし、ゼロベースで見直しが必要な校長・准校長には相応な時間が求められると思います。比較的まとまった時間を取りやすい夏休みを活用できるよう、「確認書」提出の期限は、今年度8月29日とさせていただきます。

なお、内規の確認作業は下記要領に従い、校長・准校長ご自身にお進めいただきたいと存じます。確認の視点や方法につき、ご質問・ご不明な点等がおありでしたら、高等学校課学校経営支援グループまでご連絡ください。

「合法的で、かつ内容において適切な内規をすべての府立学校が保持し、適用している」と皆さんと一緒に胸を張って府民の皆様にご説明できますよう、校長・准校長の皆様のご協力をいただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 作業要領について

(1) 作業内容

ア 現存する（明示・黙示を問わない）内規（校内規定、マニュアル、校則、規定、指針、要領、要綱などの名称にかかわらず、校内に存在する規則やルール等を広く意味する）を精査する。精査の観点は、内規の改訂に当たって重要な視点である上記1から3の観点によるものとする。

イ 改訂の必要がある場合には然るべき改訂をする。

ウ 改訂後（または改訂作業が不必要である場合には精査後）、「確認書」（別紙様式）に署名の上、府教委まで提出する。

(2) 内規の対象となっている主な事項（下記アからクはあくまでも参考例に過ぎず、精査すべき内規はこれらに限定されない。また、参考法規や検討課題の記載例も、典型的な法規や課題を参考までに列挙したに過ぎず、これだけを参考にすればよいという意味ではない）

ア 校内人事に関するもの

【参考法規等】 学校教育法、大阪府立学校条例、学校組織運営に関する指針

【検討課題例】 校長・准校長が、学年主任・校務分掌長等を決定することが明確になっているか、校内人事について教員による選挙を行って決定する規定になっていないか。

イ 職員会議に関するもの

【参考法規等】 学校教育法、学校教育法施行規則、学校組織運営に関する指針

【検討課題例】 校長・准校長が招集し主宰すること、校長・准校長が学校の運営に関する最終的な意思決定を行うことが明確になっているかどうか。

ウ 入学者選抜に関するもの

【参考法規等】 入学者選抜事務点検マニュアル（第4版）

【検討課題例】 学校が独自に作成するマニュアル類の内容が、府教育委員会の示すマニュアルの内容に合致しているかどうか。

エ 学習評価に関するもの

【参考法規等】 高等学校学習指導要領、大阪府立高等学校教育課程基準、学則、平成22年5月11日付け22文科初第1号文部科学省初等中等教育局長「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」、平成13年9月12日付け教委教務 514 号「府立高等学校における障害のある生徒に対する学習指導及び評価について（通知）」

【検討課題例】 校内規定が、国・府の通知や府の「教育課程基準」の内容を踏まえたものとなっているかどうか。また、生徒や保護者等へ説明責任が果たせるものとなっているかどうか。

オ 進級・卒業に関するもの

【参考法規等】 学校教育法施行規則、高等学校学習指導要領、大阪府立高等学校教育課程基準、学則

【検討課題例】 校内規定が、学習指導要領や府立学校に対する指示事項と合致しているかどうか。また、生徒や保護者等へ説明責任が果たせるものとなっているかどうか。

カ 学籍の記録に関するもの

【参考法規等】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律、大阪府立高等学校生徒指導要録解説（高校）、指導要録記入・取扱い上の注意（支援学校）

【検討課題例】 公式戦への出席の取扱いについて（従前いわゆる「公欠」として取り扱っていたことについて）

キ 懲戒に関するもの

【参考法規等】 学校教育法、学校教育法施行規則

【検討課題例】 用語として、懲戒処分としての「停学」を誤って「出席停止」等と標記していないかどうか。懲戒規定の中に、停学処分を生徒・保護者に申し渡すことなく、出席させないで自宅に留め置くなどの指導が含まれていないかどうか。具体的案件の事案を精査することなく杓子定規に処分を自動的に決定する制度になっていないかどうか。

ク 校則に関するもの

【参考法規等】 多岐にわたるため割愛

【検討課題例】 内容や基準が明確かどうか、合法性に問題はないかどうか、現在の社会情勢や一般常識と照らし合わせて適切かどうか。

2 報告書の提出について

(1) 提出期限

平成26年8月29日（金）

(2) 提出物

「確認書」（別紙様式）

(3) 提出方法

「確認書」（別紙様式）に署名の上、逡送便により高等学校課学校経営支援グループまで送付する。

照 会 先 高等学校課 学校経営支援グループ 浅田 充彦（内線3468） E-Mail : kyoikushinko-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

(別紙様式)

確認書

大阪府教育委員会御中

平成26年4月25日付け教委高第1299号「内規の確認作業について(通達)」に従い、下記の学校に現存する内規をすべて精査の上、確認作業が完了しましたので、ご報告いたします。

日付： _____

学校名：大阪府立 _____

署名：校長・准校長 _____